

平成19年8月10日 開会  
平成19年8月10日 閉会  
(臨時第7回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第50号

平成19年第7回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年8月2日

大山町長 山口隆之

- 1 日時 平成19年8月10日 午前11時  
2 場所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

近藤大介	西尾寿博
吉原美智恵	遠藤幸子
敦賀亀義	森田増範
川島正寿	岩井美保子
秋田美喜雄	尾古博文
諸遊壤司	足立敏雄
小原力三	岡田聰
二宮淳一	椎木学
野口俊明	沢田正己
荒松廣志	西山富三郎
鹿島功	

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 19 年 8 月 10 日 (金曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 19 年 8 月 10 日 午前 11 時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議案第 89 号 工事請負契約の締結について  
(御崎漁港防波堤整備工事 (ケーソン据付その 1))  
日程第 4 議案第 90 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 5 議案第 91 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 6 議案第 92 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の制定について  
日程第 7 議員派遣について  
日程第 8 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)  
日程第 9 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議案第 89 号 工事請負契約の締結について  
(御崎漁港防波堤整備工事 (ケーソン据付その 1))  
日程第 4 議案第 90 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 5 議案第 91 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 6 議案第 92 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の制定について  
日程第 7 議員派遣について  
日程第 8 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)  
日程第 9 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 

### 出席議員 (20 名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 近 藤 大 介   | 2 番 西 尾 寿 博   |
| 3 番 吉 原 美 智 恵 | 4 番 遠 藤 幸 子   |
| 5 番 敦 賀 亀 義   | 6 番 森 田 増 範   |
| 8 番 岩 井 美 保 子 | 9 番 秋 田 美 喜 雄 |
| 10 番 尾 古 博 文  | 11 番 諸 遊 壤 司  |

12番 足立敏雄  
14番 岡田 聰  
16番 椎木 学  
18番 沢田正己  
20番 西山富三郎

13番 小原力三  
15番 二宮淳一  
17番 野口俊明  
19番 荒松廣志  
21番 鹿島 功

---

**欠席議員（1名）**

7番 川島正寿

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 諸遊雅照      書記 …………… 汐田美穂

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 山口隆之      副町長…………… 田中祥二  
中山支所長…………… 福田勝清      大山支所長…………… 河崎博光  
総務課長 …………… 田中 豊      企画情報課長…………… 小谷正寿  
税務課長 …………… 野間一成      福祉保健課長…………… 戸野隆弘  
人権推進課長…………… 近藤照秋      農林水産課長…………… 池本義親

---

**午前11時3分 開会**

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席をお願いします。

---

**開会・開議・議事日程**

○議長（鹿島 功君） ただ今の出席議員数は20人です。定足数に達しておりますので、平成19年第7回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、16番椎木 学君、17番野口俊明君を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定について**

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。お諮りしま

す。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第89号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第89号 工事請負契約の締結について（御崎漁港防波堤整備工事（ケーソン据付その1））を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第89号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成19年7月31日付けで工事の仮契約を締結したところでありますが、この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、御崎漁港防波堤整備工事（ケーソン据付その1）であります。契約金額は、5,061万円、工期は、議会議決の翌日から平成19年11月30日まで、契約の相手方は、西伯郡大山町坊領435番地1株式会社 平井組代表取締役 西沢吉次、契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第89号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第89号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第90号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第90号 平成19年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案番90号 平成19年度

大山町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、過年度に収納した法人町民税の還付が発生したこと、損害賠償請求事件における判決が確定し、それによる賠償金の額も確定したこと等により、現時点での財政見直しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため提案するものであります。

この補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ949万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億9,744万2,000円としております。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。

第80款繰越金は、949万4,000円の増額で、今回の歳出補正の財源といたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第10款総務費は、910万4,000円の増額で、第5項総務管理費の企画費で、損害賠償請求事件の判決確定による賠償金14万9,000円を新規に計上いたしております。

第10項徴税费では、税務総務費で町税更正還付金及び町税更正補填金合わせて895万5,000円を増額いたしております。これは町内の3つの事業所の法人税の確定申告により既納税分の還付が発生したことによるものであります。

第15款民生費は、25万4,000円の増額、第5項社会福祉費の同和対策施設費で、中高地区小型焼却炉解体関連工事費25万4,000円の追加をいたしております。

第20款衛生費は、13万6,000円の増額で、第5項保健衛生費の予防費で、老人保健特別会計繰出金13万6,000円を追加いたしております。これは、特別会計で過年度の「社会保険診療報酬支払基金」への還付金が増額となったための措置であります。

以上で、議案第90号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口俊明君）** われわれ民生ですけれど、この同和対策については、関係外ということであれですのでちょっとお聞きいたしますが、この小型焼却炉解体工事で25万4,000円少額ですが、変更になっております。これについて増額ということですが、どういう面が変更でこの金額が出たのか、ちょっと内容をお知らせ願いたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 野口議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 人権推進課長。

**○人権推進課長（近藤照秋君）** お答えいたします。内容でございますけども、現在の中高にあります墓地、その当初、小型の焼却炉3基と焼き場の跡地の整備ということで、工

事を行っているものでございますが、急遽追加で提案させていただきましたのは、中高運営委員会やその他の所有者の方から要望が出て、町としても協議をいたしました。と、言いますのは、現在の中高の墓地に道路が、周辺に道路がございまして、その周辺の道路がいわゆる墓地に来られる方の利便に必要であるということでございます。そして、その道路を整備するという事で、土溝と用壁溝を作って墓地の関係者等に利便を供するという事でこのたび提案させていただいたものでございます。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口俊明君）** 今伺いましたら、この焼却炉本体ではなしに、道路の利便性をはかるということで、結局焼却炉解体撤去することについて、何ら今の説明では関連がないというような感じに聞こえたわけですが、こういう目的外のものをこういうものの中に入れ込むということについて町長は、どういうお考えでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 野口議員さんの質問には担当課長から詳しく説明を申し上げます。

**○議長（鹿島 功君）** 人権推進課長。

**○人権推進課長（近藤照秋君）** 失礼いたします。当初の計画では、焼き場の跡地と、道路とが入り組んでおるものでございまして、焼き場の跡地を整備するには、その周辺の道路とうまい具合に整合性を持たせて、工事をやるということが一番いいというふうに判断をして、このたび上程させていただいたわけでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（鹿島 功君）** 17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口俊明君）** 何か訳が分かったような分からないような。当初の説明から、最初の説明からいったら今の関連がないような説明、そしたら急に質問したら関連が出てきたような説明であります。なんて言いますか、やっぱり執行部側にも説明責任というものきちんとしてもらわないと、追求されていやいやながらにいろんなものが出てくる、それからこじつけが出てくるというようなことじゃ、われわれ議員として本当に、住民にとってもすまないと思うわけでございます。そこら辺のことについて、もう少しこの本会議よりか前にですね、逆に言えば、議員にでも説明しておく必要があるんじゃないかなという気がするわけです。本会議でもこんなに目的外ではないかなと言われるようなことをしないように。そしてまた何か聞かれた後、こじつけがならないような一つ執行部側もきちんとした対応をよろしくお願ひしたいと思うわけですが、そこについてちょっとお伺いをいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 野口議員さんの質問に答弁させていただきますが、あのもちろんきちんとした説明を申し上げなければならないと思っておりますし、その場その場で対応するような、説明が変わってしまうようなことではいけないと思っておりますし、そういうことはないというふうに思っておりますが、もちろんこの必要性については、どの場で

お話をし、ご理解をいただくのかということ、その考え方もあろうかと思えますけれど、今回必要が生じた案件につきまして、補正予算という形として本会議で提案をさせていただいているわけでありますので、この場で説明をさせていただき、ご理解をいただくべきだろうというふうに思っておるところでありますので、改めてきちっともう一度整理をした答弁をさせますのでご理解いただきたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 担当課長にちょっと注意いたします。ただいま質問者がしたとおり、誰もが納得が、整合性の無いような答弁でございますので、その辺をきちっとわきまえた上での答弁を願います。人権推進課長。

**○人権推進課長（近藤照秋君）** 失礼いたしました。当初、焼き場跡地小型焼却炉3基を解体工事ということで執行しておりましたところ、焼き場跡地との関連が出てまいりましたので、このたび利便性を配慮するという観点から提案させていただいたものでございます。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 休憩、休憩します。暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時19分 再開

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。ただいま野口議員の質問につきまして、町長の方で明快な答弁を再度されるということでございますので、町長。

**○町長（山口隆之君）** 野口議員さんの質問には総務課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（田中 豊君）** 野口議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思えます。査定の方は私の方がさせていただきました。で、説明の中で小型焼却炉解体工事ということでの説明になってしまっておりまして、現実的に現場ですけれども、焼却炉の解体工事、当初61万9,000円の予算付けをいただいております。これを発注しました中で、解体をした結果ですね、ちょっと頭に想像して、私は今図面を持っていますけれども、周辺に道路がございます。焼却炉で行き止まりになっておった状態の道路があります。で、その焼却炉をとったところですね、跡の道路と言いますか、つなげば周辺が全部回れるような状態になる、墓地の一番片隅にですね、焼却炉が置いてあるんですね。その焼却炉を解体してとったわけです。そこをとったあと道をつなげば全体に回れると、墓地の回りをですね。そういった利便性の部分で地元から要望が出たということで追加工事、ちょっと墓地解体という名称ではちょっとおかしいかもしれませんが、そういった格好で解体工事を請け負った業者に追加ということでお願いしようという結論で、解体工事の名称を使って補正を追加させていただいたということで、ご理解いただければと思います。以上であります。

〔「議長、3回ですが……、ということで」と呼ぶ者あり〕



○議長（鹿島 功君） 野口議員、認めます。

○議員（17番 野口俊明君） 確かに分かりました。ですからですね、説明方法というものは本当に大事でないかなと思うわけです。これ本当に、説明責任というのは、執行部の皆さんにあるわけですから、もう少し何て言いますか、誰が聞いても先ほども分からんということですが、他の工事もあるわけですし、ですから今の説明なんか、結局それにあれする関連のね、付属そのものについての付属工事するものあるわけですから、そういう言い方さえされれば何らわれわれこうして、何回も休憩までしてでもあれする必要はなかったでないかなと思うわけです。一つそこら辺の今後の答弁の方法等についても、執行部の皆さまには一つ喝を入れて頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） はい、申し訳ございません。ご指摘のとおりでございます。質問の趣旨をしっかりと踏まえ、適切な答弁に努めるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 2点ほど伺います。まず歳出企画費の損害賠償請求事件の賠償金でございますが、これについては、合併前名和町の頃にですね、平成14年ですか、9号線沿いに新たに店舗を開設する事業者とですね、当時の名和町とが開発協定を結ぶにあたって近隣、むすんだ際にですね、近隣の土地所有が、当初事業者が出していた計画書と、実際に施行されるものが違うということで、名和町に抗議をされたと。で、その経緯の中で、名和町なりその後引き継ぐ大山町の対応が不十分であったということで、訴訟にいたったものというふうに説明を受けました。で、原告であるその大山町民の方は、慰謝料を100万要求して訴訟を起こしておられるわけですけれども、先般判決が出たというところで、原告のうちの請求のうち、一部が認められて12万の慰謝料が、認められたというこの説明でありました。で、これについてその原告の主張が認められたという部分については、判決では町の対応、住民に対しての対応が不十分であったと、説明責任が不十分であったということについての原告の主張が認められたということでございますが、そのことについて、町長は実際に今回の問題についてですね、そのように判決をくだされてもやむを得なかったというふうに認識しておられるのか、あるいは町としては十分な説明責任を果たしてきたというふうに考えておられるのか、町長の見解をお伺いしたいというのが一点。

それから2点目ですけれども、2点目は総務費の徴税費でございます。先ほど簡単に説明がございましたが、徴税更正還付金が今回860万ほど出ております。その中身についてももう少し詳しくご説明お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 近藤議員さんの質問に答弁させていただきます。第1点目の質問

につきましては、ああいう判決が出たわけではありますが、それぞれいろんな思い違い、意見の食い違い等、それは主張の中であったというふうに思っておりますが、いずれにしても行政側として不十分な部分があったということは否めない事実だろうというふうに思っております。税につきましては、税務課長の方から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 税務課長。

**○税務課長（野間一成君）** 近藤議員さんの2点目のご質問にお答えさせていただきます。徴税の更正還付金でございますが、法人町民税の納税義務者であります法人が、中間申告をいたしておりました。中間申告は2種類ございまして、予定申告、前年度の実績に基づく予定申告と、仮決済に基づく中間申告でございますが、これに基づく納税をしていただいておりますが、この3月の確定申告で額が決定いたしましたところ、中間申告で納税いただいた税額が過大であったということで、還付をするものでございます。3社でございました。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 1番、近藤大介君。

**○議員（1番 近藤大介君）** 1点目の質問に関してですが、一部当該の原告ですね、住民に対しての説明が不足していたということでもございました。これを受けて昨今特に、住民説明なりについては、その必要性がいろいろ言われておるところであります。判決を受けて今後特に住民への対応説明に対して、どういうふうに力を入れていかれるのか、町長のお考えをお尋ねします。それから2点目については了解いたしました。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 近藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、もちろんわれわれ今情報はしっかりと公開をしながら住民の皆さんに判断をいただきご意見をいただく中で行政を進めていって、運営を進めていってつもりでございます。そういった中で当然、その施策それぞれの思いにやはり皆が同じ思いにならない部分もありますから、その部分については、ご理解をいただき賛同をいただけるような努力はしていかなくちゃならないと思っておりますけれども、どうしても全てが全て全員の皆さんにご理解いただけない場合も当然出てくるんだというふうに思っております。ただ、だからと言ってそれをおろそかにするというのではなくて、やはりそういった対応は十分にこれからははかっていかなければならないというふうに思っております。今回も説明不足ということだけではなくていろんな要因があったというふうに思っておりますけれども、いずれにしても姿勢としては当然住民の皆さんに対してご理解をいただくような説明を果たしていく、そしてそれに向けての情報はしっかりと提供をしていくという姿勢の中で、取り組んでいく姿勢は、これからは強く意識をしながら職員ともども取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 町長のお考えとしてはよく分かりましたけれど、それを職員なりに具体的に徹底していくための具体的な研修を行うであるとか、そういう具体的な施策といいますか指導についてはいかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） ええ、もちろんそれにつきましては、そういった意識の啓発、職員がそういった一緒に共有化を図るような場を持たなくちゃならないと思っておりますし、そういった必要があれば研修も必要だろうと思っております。ただまあ管理職会等でも話をしますけれども、基本的には姿勢として難しいことではない、意識をきちっと職員がどこに向いてもっていくかということだと思っておりますので、改めてこの必要性についてその考え方については職員の皆さんにも申し上げていきたいというふうに思っています。

○議長（鹿島 功君） これで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第90号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第91号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第91号 平成19年度老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案第91号 平成19年度大山町老人保健特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億406万6,000円とするものであります。

これは、支払基金返還金が、13万6,000円の増額となったためであります。

増額となりました理由をご説明いたします。大淀会の医療費不正請求により、大淀会から町に対して、老人保険診療報酬金の返還金が生じました。この返還が履行されない可能性がありましたので、町ではこの返還金と町が国民健康保険連合会を通じて大淀会へ支払う診療報酬請求額、請求金等、一部相殺する処理をいたしました。相殺をおこなったことにより、支払基金からの交付金の計算方法が変わったため、交付金所要額に変更が生じて、

支払基金への返還金が増額となったものであります。

歳入におきまして、第20款繰入金13万6,000円の増は、一般会計からの繰入金であります。

歳出におきまして、第10款償還金13万6,000円の増は、支払基金返還金であります。以上で議案第91号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第91号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第92号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第6、議案第92号 大山町巡回バスの運行に関する条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただ今ご上程をいただきました議案第92号 大山町巡回バスの運行に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町巡回バスの運行について必要な事項を定めるものであります。巡回バスは名和地区において、道路運送法第80条の有償運送の許可を得て平成16年3月から運行しております。合併に当たり巡回バスの運行については当分の間、名和地区で引き続き運行をおこなうということで、旧名和町の条例・規則を新町においても適用するというようにいたしておりました。

この度、道路運送法の規定が改正になったことや本年9月1日から予定しております巡回バスの運行経路・便数の見直しに伴い条例施行規則の変更が必要となりますので、新たに大山町巡回バスの運行に関する条例を制定するものであります。

第1条で目的を、第2条で設置を、第3条で運行日等を、第4条で使用料を、第5条で使用料の還付を、第6条で過料を、第7条で乗車の制限を、第8条で業務等の委託を、第9条で委任を定めております。

附則の第1項で施行期日を、第2項で旧町の条例の廃止について定めております。以上で議案第92号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番。

**○議員（13番 小原力三君）** 先ほど全協の中でも説明をいただきましたけども、もう少し突っ込んでお聞きしたいというふうに思います。

今中山の方では、試験的に運行を実施している状況だと、それでまあ名和の方では、新しい条例を制定して運行に努めてまいりたいと、町民の足を確保するというごさいますけども、旧大山につきましては、まあ日交バスが10月1日から運行するようにちらっと聞いております。その中で料金の方をみますと、まあ1回100円だというようなことで、料金の町民に対する不公平感が生まれるんじゃないかなと懸念するところのごさいます。その点が一点と、それと今まで米子市、日吉津、まあ淀江町は合併しまして米子市になりましたけれども、米子から出発して大山まで上がって、また大山から米子まで帰るというような運行バスが提示されておりましたけども、今度は大山口を起点とした、大山口駅を起点とした運行がなされるということのごさいます。

その中において、大山町は扇形でいつも町長が言っておられますけども、扇形で、集落が点々としてなかなかその全部を回るようなバス運行は無理じゃないかなとわしも感じておるところのごさいますけども、その今までの負担金、日交に払った負担金とこれから大山校区ですよ、大山校区における運行の日交に払う料金、いくらぐらい違うのか。そして例えば、大山から大山口まで乗った場合の運賃、これを少し明記していただく必要があるのではないのかなというように思うわけのごさいますけれど、これ2点取りあえず質問させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 小原議員さんの質問に答弁をさせていただきます。まず一点目、巡回バス、今は名和地区100円で1回ワンコインで運行いたしておりますし、中山地区については今試行運転ということで、無料で今スクールバスを活用して回しております。大山地区は巡回バスがないわけでありますので、そういった意味で料金的に、不公平ではないかというお話のごさいます。大山地区については、今先ほどありましたように定期路線として日本交通がバス路線を走っております。名和地区についても中山地区についても路線バスが無いという地域であります。路線バスが無い地域について、まあ町で住民の皆さんの利便をはかるためにバスを走らせようということで運行させているものであります。で、大山地区については、定期路線があるわけでありますから、これを事業者と協議をする中でできるだけ利用者が利用しやすいような運行経路がとれないかということで協議を進めて、計画をして10月1日から進めようとしているのは、できるだけバスを小型にして、集落内に入り込んで運行をできないかということで今それを進め、だいたいその方向でいけそうなのところであります。

ただこのバスにつきましては、基本的には路線バスでありますので、日本交通が運行し、バス事業者として料金体系も定めた中でやるわけでありますから、その基本的な料金の中

で運行せざるを得ないだろうというふうに思っております。ただまあ、身障者割引とか、あるいは高齢者の割引とか小児料金とかというその料金体系、定められたバス運行事業補助の料金体系はあるのではないかなと思っておりますが、町の場合は、町で定めた巡回バスでありますので、逆にそういった割引がなしに一律100円ということで運行しておるところであります。そこ辺が不公平ではないかとか、料金的に、というご質問でありますけれど、それを不公平と考えるか公平と考えるか、まあいろんな考え方があろうかと思えます。ただ路線の本数からすれば、大山地区は本数の便数は大変多いわけでありましてけれども、名和地区、それから中山地区の今やっています巡回バスっていうのは、本当に限られた本数の中で制約された中での路線しか回しておりません。って言いますのが、その運行経費を賄っていくためには、相当な乗車人数がなければならぬわけでありましてから、利便性は我慢いただいてでもなるべくその時間に合わせて、集中して乗っていただくということで、9月からは便数も減らすことに名和地区もしておりますので、そういう意味では運行経費を抑えながら、そこどおりに自分で生活を合わせていただいて乗っていただくという形の中で運行経費を抑える。その代わり料金もワンコインと、乗りやすい形でやっただけというふうな運営の仕方でありまして。中山についてもこれから運行の本数なり、経路については本格運行をするかしないかも含めて、検討したいと思っておりますけれども、そういったような仕組みがあるというふうに思っております。

ただ大山地区の路線バスについては、そういうことでもありますので、ある程度の本数が確保された中で、選べるということがあるかというふうに思っております。それが具体的に料金がいくらになるのか、ちょっと今私も、あるいは担当課長の方もバス料金が、大山口から大山寺までいくらで、その区間が、それぞれの区間がいくらになるかという比較するような資料は持ち合わせていないというふうに思っておりますが、そういった違いがあるということをご理解いただきたいと思えます。ただいずれにしても、その大山地区の日本交通の事業者のバス、これの運行に係る経費、これは運行経費とそれから運賃収入、その相違、これはみんなマイナスであります。その赤字部分については、国、県、町村、それぞれの役割の中で補填をしてきているということでもあります。今回町内路線になりますので、国の広域路線でありませぬので、国の補助が無くなりますけれども、どうしても県と町で運行に係る経費の補填はしてきておるところでありまして、その金額については相当な大山地区の路線バスの運行経費について補填はしております。その数字を課長が今持っておりますら、後で答弁をさせたいというふうに思っておりますけれども、そういった違いがあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それと今回、広域路線として米子から大山寺に行って、大山口を經由して大山寺まで行った路線、これを基本的には、大山寺から大山口を基点にした町内路線に切り替えました。これは何故かと申し上げますと、路線、ルートなり時間なりを変更する場合には、広域路線の場合には広域的な協議会にかけなければならないという制約がございました。と

言いますのは、沿線が全てその赤字部分っていうのをその距離の割合によって負担をするということの中で、広域的な路線というのは単町でのその判断はできないという隘路があったわけでありまして、これを利用実態から見ますと、バスを使って米子まで出られるのはそんなにない、JRに大山口の駅から列車に乗っていただいて、それでまた大山口の駅からバスに乗っていただくという乗り継ぎをしていただければ、米子までバスを走らせるということはそんなに必要はないのではないかという判断をさせていただきました。で、なるべくJRとの接続の時間をよくするというダイヤも組んでいただくようお願いもしているところでありますし、もう一つ大きなのは町の判断で、町が協議会をもって町が主体的にルートとか時間、こういったものを住民の声を聞きながら小まめに変更なり対応することが、日交さんと協議をしながらできるというようなこととなりますので、そういった利点の方を捉えて今回広域路線を単町なりの路線路に切り替える中でそういった地域の中に細かく入っていただいたり、あるいは今まで無かった路線としての長田の方や安原の方も回っていただくような、そういったルートも加えて今事業所の方にその事業を展開していただくというところであります。これによって、乗車人数がどんどん増えてきて、運賃収入が上がってくればその分町が補助する金額も入っていくということになるのではないかなというふうに期待をしておるところであります。以上であります。数字的なものがもし分かるようであれば担当課長が答弁いたします。

**○議長（鹿島 功君）** 企画情報課長。

**○企画情報課長（小谷正寿君）** お答えいたします。旧大山町地内から米子に向かう便数っていうのはかなりございまして、米子・赤松・大山寺、それから佐摩を経由して米子までいくものもありますし、種原米子間というものもございまして。それから米子草谷というものもございまして、米子駅香取というものもございまして。また米子駅から別所というものもございまして。こういうものをトータルいたしますと、ざっと5,400万の赤字が年間に出しております。そのうち国と県がそれぞれ補助をいたしまして、あと米子市、先ほど言われました日吉津、大山町が補填をいたします赤字額が2,800万ございまして。で、正味大山町が旧大山町地内から米子までを含みます赤字分は1,400万ということになります。

バス運賃につきましては、申し訳ありません、承知しておりませんが、この1,400万の赤字が旧大山町内を巡回するような形にしてどれくらいになるかということをはっきりは分かりませんが、少なくとも町民の方の利便性は随分向上するのではないかなというように思っております。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** いいですか。

〔「はい、いいです。」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑他にありませんか。なければ、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第92号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議員派遣についてを議題にします。会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第8、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第9 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第9、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



---

**閉会宣告**

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。  
これで本日の会議を閉じます。平成19年第7回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

**午前11時49分 閉会**